

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやま～



All For One

2022年1月1日

発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコバビル4階
Tel.0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

新年明けましておめでとうございます。
本年もこの後見 DE 貢献をご貢献いただけるよう、さらに皆さまのお役に立てるような情報発信に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。
昨年を振り返り、新型コロナウイルスから学んだことがあるように思いました。それは情報に惑わされずに、冷静に対応するということでした。そして人類は進歩しています。ワクチン開発などで事態は好転しています。何事もポジティブに考えていきたいものです。
さて、今回は法定後見(後見、保佐、補助)の家庭裁判所への申立権者についてのお話です。認知症などが原因で後見制度を利用せざるを得なくなったとき、自分で家庭裁判所へ申立てるといことが実は出来ます。しかし、いまだかつて私が本人申立案件に遭遇したことは一度もなく、家族などの申立権者がいない場合、その多くは市区町村長が申立をしているのだろうと推測されます。そのような事態を回避したいと考える場合は、あらかじめ司法書士などの専門職と任意後見契約を結んでおくべきです。何も準備しないで、最期は自治体のインフラのお世話になるか、しっかり準備して信頼のおける人との関係を構築して潔い最期を迎えるか、その選択は個人の価値観にもよりますが、任意後見という制度を知らないで最期を迎えることのないように、これからも多くの方に任意後見を知っていただけるよう、努力してまいりたいと思います。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

新年を迎え、気持ちを新たに、皆様へ引き続き後見制度についての様々な情報をお伝えして参ります。少しでもお役に立てれば嬉しく思います。



IKUKO

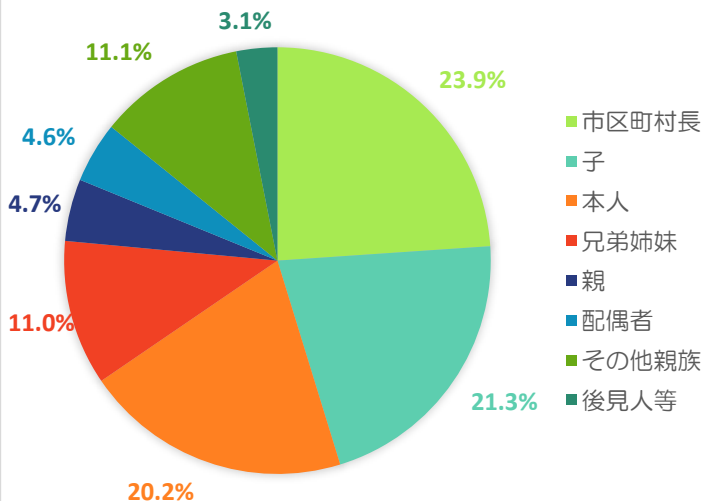
さて、前号では「後見制度」へのご相談やお話を伺う機会が増えてきたことをお伝えしましたが、後見人は誰でも申立てができるわけではありません。後見人をつけてほしいという申立ては、その申立てをできる人が民法により決められています。

【民法7条(後見開始の審判)】

精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、**本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により後見開始の審判をすることが出来る。**

ところが、世の中には配偶者や子ども、兄弟がいない方もいらっしゃいます。また、家族がいても後見人申立てに協力してもらえない場合もあります。このような場合はどうしたら良いのでしょうか？

申立て人と本人の関係



【出典】

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況(令和2年)」より

民法に決められている通り、**本人自身が申立**をすることも可能です。※実際の**本人申立は、地域包括支援センターや社会福祉協議会の支援を受けて行うケース**などがあります。

また、65歳以上の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で身寄りが無い等の理由で、**申立人がいない方**の福祉を図るため、特に必要がある場合、**市区町村長に後見開始の審判の申し立てをする権限が与えられています。**

そして、各市区町村長の要綱に基づいて、申立費用の立替え、後見人報酬の助成が行われます。

令和2年は、市区町村長が1位でしたので決して珍しいケースではないことが分かります。今後も核家族化や少子化が進むとこのようなケースが増えていくことが考えられます。

※ただし、この場合は**支援内容の検討や申立をしてくれる親族の有無を調査するため、時間が掛かる**等デメリットとなる点に注意が必要です

YouTube

国松偉公子の
相続相談室

